

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター公的研究費等の運営及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）における公的研究費等の運営及び管理を適正に行うために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは、科学研究費（以下、「科研費」という。）を始めとする文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から生体医工学研究センターに配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任体制及び役割)

- 第3条 公的研究費等の運営及び管理について、生体医工学研究センター全体を統括し、最終責任を負う者として、函館市医師会看護・リハビリテーション学院長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範を策定、周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理について、生体医工学研究センター全体の不正防止対策の体制を統括するため、最高管理責任者を補佐する者として、生体医工学研究センター長を統括管理責任者として設置する。統括管理責任者は、基本方針に基づき、生体医工学研究センター全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、その内容を最高管理責任者に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、生体医工学研究センターにおける公的研究費等の運営及び管理に係る責任と権限を持つ者として、函館市医師会看護・リハビリテーション学院副学院長をコンプライアンス推進責任者として設置する。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的研究費等の運営及び管理に関する不正防止対策を実施する。
 - 4 最高管理責任者は、構成員に対して不正防止に向けた取組を促すなど、定期的に啓発活動を行い、構成員の意識向上と浸透を図る。
 - 5 統括管理責任者は、不正防止計画の策定及びコンプライアンス教育・啓発活動等の計画の策定・実施を行う。
 - 6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。コンプライアンス教育の実施については、受講状況及び理解度を管理・監督

するとともに、公的研究費等の運営及び管理に係るモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。また、公的研究費等の管理・執行に関しては、庶務課長をコンプライアンス副責任者として任命し、コンプライアンス推進責任者への管理・執行の情報が着実に伝達される体制を設ける。

- 7 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。
- 8 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(公的研究費等の事務処理)

第4条 公的研究費等の管理・執行等の事務は、庶務課が担当し、その総括は庶務課長が担う。

- 2 庶務課は、研究者からの物品購入伺いに基づいて決裁を経て、物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 庶務課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究員に納品する。
- 4 庶務課は、研究者の依頼に基づいて生体医工学研究センター旅費規定に従い出張旅費・宿泊費等の管理・執行を行う。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。

(構成員の意識啓発)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員を対象に、公的研究費等の運営及び管理に関する生体医工学研究センターの不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育ならびに啓発活動を実施する。コンプライアンス教育の受講有効期間を4年経過後の年度末までとして、対象者がいる場合や新規採用者、転入者等がある場合はその都度コンプライアンス教育研修を開催する。また、啓発活動を四半期に1回実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育の内容を設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員は、前項のコンプライアンス教育研修を受講後、倫理意識の涵養を図るため、コンプライアンス推進責任者の求めに応じて、誓約書(様式1-1)を提出しなければならない。
- 4 前項の誓約書の提出がない構成員は、公的研究費等の運営及び管理に関わることができなとする。

(取引業者への措置等)

第6条 取引業者は、生体医工学研究センターの不正防止に関する取り組みを理解し、別に定める誓約書（様式2）を最高管理責任者に提出しなければならない。

2 不正使用に取引業者が関与したと認められた場合には、当該業者と生体医工学研究センターとの取引停止を含む必要な処置をとるものとする。

（告発等への対応）

第7条 最高管理責任者は、生体医工学研究センター内外からの公的研究費等に係る不正の疑いの指摘又は構成員本人からの申出（以下、「告発等」という。）を受けるための窓口を設置する。

2 前項の告発等を受けた担当者は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合、最高管理責任者は、当該報告に関する告発等又は指摘を、受けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断し、その結果を公的研究費等の交付を所管する機関に報告する。

4 前項の調査の要否の判断の結果、調査を行う必要があるとされた場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、対象となる公的資金研究費等の交付を所管する機関に報告し、必要な協議を行った上で、不正の有無及び不正の内容、関与した者、その程度、不正使用の相当額等について調査する。

5 生体医工学研究センターは、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることとする。

6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者、その程度、不正使用の相当額等について認定する。

7 生体医工学研究センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議する。告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

8 最高管理責任者は、不正の認定に伴い不正使用があったと認められた場合には函館市医師会職員就業規則等に基づき懲戒処分等を行うものとする。

9 私的流用等、不正使用の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得るものとする。

(調査委員会の調査)

第8条 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 2 前項の調査委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、最高管理責任者が任命する。
- 3 調査委員会は、調査の実施に当たって、対象となる構成員に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会の委員長は、前項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画)

第9条 統括管理責任者は、生体医工学研究センター全体の具体的な対策を実施するため、不正を発生させる要因を把握し、それに対応するための不正防止計画を策定する。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画の策定・実施及び実施状況の確認等の統括管理責任者の業務遂行を補佐し、不正防止計画を推進する者として不正防止推進担当者を置き、医療教育研究課長をもって充てる。

(相談窓口の設置)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費等の使用や事務処理の方法について、生体医工学研究センター内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を庶務課長に委任する。

(監査及びモニタリング)

第11条 内部監査は函館市医師会看護・リハビリテーション学院事務部長が行う。

- 2 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。
- 3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 4 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程を施行する際に必要な事項は、学院長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1-1)

誓約書

函館市医師会看護・リハビリテーション学院長 殿

競争的研究費等の交付を受けて研究を実施するにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 函館市医師会看護・リハビリテーション学院 公的研究費等の運営及び管理に関する規程、ならびに公的研究費等の交付を所管する機関が定める諸規定を遵守します。
- 2 公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用などの不正な行為は、行いません。
- 3 不正を行った場合、函館市医師会看護・リハビリテーション学院及び公的研究費等の交付を所管する機関の処分及び法的な責任を負うことを認識して、公的研究費等を適正に使用します。

年 月 日

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

(自署)

(様式2)

誓約書

(業 者 用)

当〇〇社（以下、「当社」という。）は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターとの取引にあたり、以下のとおり制約します。

1. 当社は、生体医工学研究センターの不正防止に関する取り組みを十分に理解し、所属の研究員が獲得された公的研究費（科学研究費補助金等）による物品等の購入依頼に関しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、又、購入依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。
2. 当社に不適切な行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
3. 生体医工学研究センター構成員等から不適切な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報します。
4. 生体医工学研究センターにおける監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請があった場合は、速やかに協力します。
5. 当社は、当社又は当社の役員もしくは従業員（当社の業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じるものに該当しないこと及びこれらの者と密接な関わりを有していないことを表明します。

年 月 日

函館市医師会看護・リハビリテーション学院長 殿

(所在地)

(社名または法人名)

(代表者職・氏名)

印